

平成28年7月25日  
農 林 水 産 省  
消 費 ・ 安 全 局

## 平成28年度 第1回 国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会 の概要について

農林水産省は、平成28年7月1日（金）に、平成28年度 第1回 国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会（以下「OIE連絡協議会」という。）を霞ヶ関中央合同庁舎4号館共用会議室において開催しました。今回は、本年2月に開催されたOIEコード委員会の報告書において提示されたOIEコード改正・新設案を中心に意見交換を行いました。会合における意見交換の概要は以下のとおりです。

### 意見交換の概要

#### 1. 第84回 OIE 総会の概要

##### （1）採択された用語解説改正案

- 「動物」の定義に「は虫類」を追加する改正案が採択されたことについて、メンバーから、個別のコードへの適用について議論があったのかとの質問があり、事務局より、今回の改正については他国から特に意見が無く、どのコードに適用するかについては、今後、議論されることになると思われる旨回答しました。

##### （2）薬剤耐性（AMR）対策に関する技術課題

- メンバーから、AMRについてOIEでは今後どのようなタイムラインで議論していくのかとの質問があり、事務局から、今回は技術課題のセッションの中で、学術的な立場から報告がなされたものであり、これまでのOIEの取組と今後の課題の整理はなされたが、今後の作業のタイムライン等の言及はなかった旨を回答しました。
- メンバーから、抗菌剤の使用は、成長促進目的と疾病対策とに分けられるが、そのことについて総会では議論があったのかとの質問があり、事務局から、世界的には成長促進目的での使用は控えていくべきとの考えが基本であること、疾病対策のための使用は「適切な使用」を目指し、専門家の介在しない使用は控えるよう制度を整え、さらに予防的な使用を減らしていくべきとの考えが基本であることを説明しました。また、成長促進目的での使用の段階的削減においてはリスク評価を伴うか否かが重要であるため、本セッションの決議文に「抗菌剤の成長促進目的での使用は、リスクアナリシスがなされない場合には段階的に廃止する」という記述とすべき旨を日本として主張したことを事務局から説明しました。

- メンバーから、大手ファーストフード企業に向けた抗菌剤使用低減に関する要望書に対して、外資系の大手ファーストフード企業の一社が、2017年から2018年を目処に抗菌剤の使用を減じて又は使用せずに生産した鶏肉を使うこととしている旨の回答を出したとの情報提供がありました。加えて、別のメンバーから、抗菌剤を使用して生産した食肉の使用に関して、国内の各企業に対してなされた調査において、世界展開している企業では使用をやめる方針が多かったが、一方で日本国内のみで展開している企業では対策が進んでいないとの結果が得られたとの情報提供があり、国内向けの対策の重要性が述べられました。これを受けて、事務局からは、本年4月に策定された我が国のAMR対策アクションプランにおいても、国民への普及啓発が対策の大きな柱になっている旨を発言しました。
- メンバーから、AMRに対する消費者の活動等が、OIEに伝わっているのかとの質問があり、事務局から、ワンヘルスの考え方の下で、OIEはWHO及びFAOと分野横断的に情報共有をしており、そのような取組の中で広く情報共有が行われていると思われる旨回答しました。

## 2. OIE コード

### (1) 「商業利用牛生産システムにおけるサルモネラ予防及び管理」及び「商業利用豚生産システムにおけるサルモネラ予防及び管理」

- メンバーから、豚の適用範囲が言及されていないことについて確認があり、事務局から、OIEはイノシシ科全体を豚として取り扱っていると回答しました。
- メンバーから、本案においては乳牛も肉牛と同様の扱いとするのかとの質問があり、事務局から、本案では区別はなく、OIEにコメントすることを検討したい旨回答しました。さらに別のメンバーから、飼養環境の違いを考慮し、肉牛と乳牛は取扱いを明確に分けるべきとの意見がありました。
- メンバーから、牛の飼料の生産・流通のみにHACCPに基づいた管理を推奨しているが、飼養衛生管理全体にHACCPの考え方を取り入れることが重要であるとの意見があり、事務局から、世界的には飼養衛生管理全体で取組むことはまだ現実的ではなく、OIEとしてはまず牛の飼料管理において取り組んだ上で、飼養衛生管理全体での取組は今後の課題としていく意図と思われる旨説明しました。また、メンバーから、商業利用豚においては海外でも生産システムが管理されているため、牛よりも豚の方がHACCPに基づく対応はしやすいはずであるとの意見がありました。さらに、メンバーから、人獣共通感染症のリスクも鑑み、生産者に対する感染予防についてコードに追加すべきである、豚だけではなく、牛についても我が国で飼養衛生管理基準で定められているように野鳥及びげっ歯類等の野生動物の接近を避ける措置を考慮す

べきであるとの意見がありました。事務局からは、これらについてもコメントを検討したい旨回答しました。

## (2) 食品安全システムにおける獣医サービスの役割

- メンバーから、農場からと畜場、食肉加工場、流通まで食品チェーン全体で輸送中の食品の安全性に注意が必要であること、生産段階の川上での食品危害分析には、生産者との協力が必要であることから、生産者が食品の安全性を担っているという意識を持つことが重要であるとの意見がありました。
- メンバーから、一次生産における危害分析について考える際に、サルモネラ等の生物学的危害、抗菌剤の残留、カビ毒、重金属等の化学的危険、注射針の混入等の物理学的危険に分けて考えるべきであるとの意見がありました。また、このことに関連して、畜産においては生物学的危険が深刻な問題であるとの発言が別のメンバーからありました。
- メンバーから、獣医サービスの責任を全うするために、産業動物獣医師、特に女性獣医師の確保に対してどのような支援体制があるのかとの質問があり、事務局から、獣医学生のための修学支援事業や、女性の就業環境の整備等への支援事業を紹介しました。
- メンバーから、食品チェーンアプローチが OIE において国際基準となることは望ましい取組であり、また、国際的な取組の中で、公衆衛生分野と動物衛生分野の当局同士の情報共有がなされ、生産者まで認識を共有できるよう進めてほしいとの発言がありました。
- メンバーから、HACCP の考え方を強調するあまり、塩素の使用量の増加等、一次生産における化学的危険の問題が生じるおそれがあるとの指摘がありました。事務局から、そのような問題を防止するため、専門家として獣医師が、食品チェーンに関与する必要があるとの認識を伝えました。

## (3) 結核菌群感染症

- 本改正案で追加された、野生動物のレゼルボアが存在する場合の清浄群のステータス維持のためのサーベイランスプログラムに関して、メンバーから、鹿の結核菌群の保菌率及び鹿から牛への伝播リスクの疫学的解析は実施しているかとの質問があり、事務局から、地域や研究レベルでのデータはあるものの、行政による全国網羅的なサーベイランスデータは無く、現在、野生動物の監視体制の事業を立て、サンプルを集めて検査することを検討しているが、検査手法の野生動物への適用が難しいと考えている旨回答しました。また、事務局から、本コードでは野生動物や対象家畜以外の動物種での感染については、疫学上又は貿易上の影響が小さいことから、清浄性ステータスに影響しないとしている旨を説明しました。

- メンバーから、家畜化した野生動物はどのカテゴリーに入るのかとの質問があり、事務局から、飼育野生動物（captive wild animal）として飼養家畜と同様な扱いとされていると回答しました。

#### （４） アフリカ豚コレラ（ASF）

- タイトルに表記された疾病の名称に関して、加盟国からのコメントを受け、疾病の名称を「(病原体名) + 感染症」とすることとした（参考1「疾病の名称について」改正案のポイント）ことについて、メンバーから、どこの国がコメントを出したかとの質問があり、事務局から、コメント提出国についての情報はない旨を回答しました。また、疾病名称の全体的な改正はこれまでも OIE は順次行っていくとしていたものであり、元々はコードの対象を野生動物に広げる検討をした際にこのような名称の議論が出てきたのではないかと説明しました。
- 改正案のポイントの4点目の野生豚の生鮮肉の輸入条件を清浄国・地域からの輸入であることのみとする点について、メンバーから、改正の根拠は何かとの質問があり、事務局から、と畜の一時点での検査よりも、群を継続的に監視する方が、より効果的に清浄性の評価を行えるとの OIE の見解を説明しました。

#### （５） 豚繁殖・呼吸障害症候群（PRRS）

- 疾病の名称を「(病原体名) + 感染症」とすることとしたことについて、再度、メンバーから、動物の感染症においてはこの表記法を使用するのは違和感があるとの意見があり、事務局から、OIE では英語、フランス語及びスペイン語を使用しており、日本側からその旨のコメントを出しても意図が伝わらないおそれがある旨発言したところ、メンバーから、日本語で議論及び運用する際に今までどおりの名称を使用するのであれば問題ないとする旨の発言がありました。
- メンバーから、ワクチン未接種豚からワクチン株の抗原又は遺伝子が検出された場合、感染したものとするのは、どのような背景があるのかとの質問があり、事務局から、PRRS のワクチン株の病原性復帰や、ワクチン株に類似した野外株が存在すること、PRRS のウイルスは遺伝的変異を起こしやすいこと等の特徴があることから、ワクチン未接種豚においてワクチン株が検出された場合は感染と見なすのが自然であると説明しました。また、ワクチン接種した母豚から子豚に感染した例があることから、ワクチン未接種豚からワクチン株が検出された場合は、感染の発生として扱うとしているとのコード委員会報告書の記述を紹介しました。さらに、別のメンバーから、世界中で使われている PRRS のワクチンは、野外株に非常に近い株であることが

ら同居豚への感染が起こることが知られており、さらに、ヨーロッパ型のワクチンを接種された豚から北米型の遺伝子が検出されたという事例があることから、ワクチン接種豚から別のワクチン株の特異的な遺伝子が検出された場合を感染の定義に加えることは妥当である、との情報提供がありました。

### 3. その他

- 今次総会で採択された改正案の、第 7.11 章の「アニマルウェルフェアと乳用牛生産システム」において、初乳給与期間について科学的な根拠が示されていないことに関して、メンバーから、長い期間供与しても意味が無いということかとの質問があり、事務局から、アニマルウェルフェア上の効果について供与期間に関する科学的な根拠がないため修正されたものであると説明しました。また、別のメンバーから、実態として、日本では免疫賦与の観点からは3日間与えることがよいとされ、また、初乳の栄養価が高いことや、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」で分娩後5日以内の初乳の使用が禁止されていることから、5日間与えている農場もあるとの情報提供がありました。
- メンバーから、人獣共通感染症の対策やワンヘルスの考え方の下で、生産者の感染予防の観点がコードに入れればいいとの意見がありました。
- メンバーから、サルモネラの HACCP に基づいた飼料管理に関連して、飼養形態の問題等、疾病横断的な飼養衛生管理の指針作りはなされているのかとの質問があり、事務局から、OIE コードにおいては、第一部が横断的な内容の章が含まれており、その中の第4節で、トレーサビリティやゾーニングの適応、精液や死亡畜の取扱い等の個別事項についてはガイドラインが定められているが、飼養管理全体を網羅した章はないことを説明しました。
- メンバーから、産業動物獣医師について、奨学金制度はあるものの、全国的に遍在化しており、将来的には不足するとの見解や、食品安全分野も含めた公務員獣医師の重要性について説明がありました。さらに別のメンバーから、女性の獣医師の就業について、国は女性獣医師の就業支援を始めており、日本獣医師会では産休や職場復帰に当たって参考となるようなプラットフォームを立ち上げているとの紹介がありました。

(以上)